

## 2. 医療分野の情報化の適切な推進について

医療分野の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT戦略本部」という。）において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、厚生労働省においては、平成19年3月に「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」を策定し、これらの実現に向けて着実な取組を進めている。

また、平成22年5月にIT戦略本部において「新たな情報通信技術戦略」が策定され、「2020年までに情報通信技術を活用することにより、すべての国民が地域を問わず、質の高い医療サービスを受けることを可能にする」とこととされた。具体的には、「全国どこでも過去の診療情報に基づいた医療を受けられるとともに、個人が健康管理に取り組める環境を実現するため、国民が自らの医療・健康情報を電子的に管理・活用するための全国レベルの情報提供を創出する。」とされており、現在、IT戦略本部に設置された医療情報化に関するタスクフォースにおいて検討されているところである。

### (1) 医療分野の情報化の推進【平成23年度予算案】

医療分野の情報化に向け、地域における診療情報連携を一層推進するため、平成23年度予算案においても引き続き、Web型電子カルテシステム導入等に対する補助事業（地域診療情報連携推進費補助金）を実施することとしている。

このWeb型電子カルテシステムの導入により、診療録や検査情報等の共有が可能となり、地域連携の推進に寄与することから、積極的な補助金の活用をお願いしたい。

### (2) 遠隔医療の推進【平成23年度予算案】

情報通信技術を応用した遠隔医療の実施は、医療の地域格差解消、医療の質及び信頼性の確保に資する。平成23年度予算案においては、遠隔医療の推進のための設備整備に対する補助として「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業」を実施することとしている。また、平成22年6月18日に閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」により、遠隔医療が認められ得るべき要件については平成22年度中に措置することとされていることから、平成22年度厚生労働科学研究の結果を踏まえ、遠隔医療の適用範囲を明確化する方向で現在検討を進めているところである。

### (3) 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、標準的な規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全にも資するものである。また、医療機関等において医療情報システムを推進し、標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格として定めた標準的な規格の実装を踏まえたものとするよう「保健医療情報分野の標準規格として認めるべき規格について」（平成22年3月31日 医政局長）を通知しているところであり、医療機関等が厚生労働省標準規格を実装することによるメリットを十分考慮し、医療情報システムを導入するようご留意いただきたい。

なお、厚生労働省標準規格は、今後「保健医療情報標準化会議<sup>(注)</sup>」の提言等を踏まえ、適宜更新していく予定である。

(注) 医政局長が招集し、保健医療情報分野の標準化推進に係る事項等について検討するもの。

### (4) その他

医療機関等において電子カルテ等の医療情報システムを導入する際の情報の適正な取扱いやセキュリティの確保に関し、平成17年3月に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を策定し、平成22年2月に改訂版（第4.1版）を公表しており、医療機関の関係者には、このガイドラインの内容をよく理解し、遵守していただくようご了知願いたい。

また、今年度、地方公共団体の医療担当部局の方を対象として、地域における医療の情報化に必要な知識及び技術等を習得するための「地域医療の情報化コーディネータ育成研修」を実施したところであり、平成23年度も引き続き国立保健医療科学院において実施することとしているため、関係者の方々には積極的な参加について配慮をお願いしたい。